

三重県中国ビジネスサポートデスク現地レポート

平成29年1月20日

上海デスク（上海納克名南企業管理諮詢有限公司）

貴社の駐在員は果たして何点？

中国の外国人就労制度が変わります。企業が社員を中国に駐在させる場合、今後は中国語力がより重要になるかもしれません。

就労ビザ取得条件、一部「ポイント制」に

日本人を含む外国人の中国就労許可に関する制度が、不法に就労する外国人の管理強化等を目的に許可条件が整理され、2017年4月より全国的に改定される予定です。その許可条件の中に「ポイント制」という項目があり、これが中国駐在日本人の関心を集めています。「ポイント制」とは、就労申請者の各種条件など（学歴・年齢・語学・給与等）別に細かく設定された点数を合計し、一定の合計点数を許可条件とするものです。

もともと外国人が中国で就労許可を取得する際には、大原則として、「4年制大学卒業（学士）」で「2年以上の社会人経験」が必要です。しかし日系企業では、中小の製造業を中心に、現場経験の豊富な高卒技術者が現地法人の総経理（社長）や工場長に就任するケースも多く、各地方政府部門の裁量によって就労許可を取得している場合も少なくありませんでした。そのため現在中国で働く外国人の中には、この「ポイント制」による点数をクリアできない可能性がある人もいます。そこで注目されているのが「HSK」です。

駐在員の中国語能力も影響する！？

「HSK」は正式名称を「漢語水平考試」といい、中国語学習者である外国人向けの中国語検定試験です。これは、外国人が中国の大学本科に入学する際の語学力の基準にもなっています。

上述の「ポイント制」には“中国語能力の評価項目”があり、この「HSK」の取得級が加点項目として設けられています。これは合計点数が不足する人にとって、数少ない、今から個人が努力すれば加点可能な項目です。実際に、北京で働く有名大手日系企業勤務の日本人（高卒）は、早速受験の申込をし、過去に受験経験のある親子ほど年の離れた日本人留学生に試験内容をヒアリングしていました。

駐在員人事、再考のススメ

これからの現地法人への駐在員派遣には、この新制度への留意が必要となります。日本では特に製造業を中心に、業務能力と学歴に必ずしも相関性があるとは認識されていませんが、古来、科举制度があった中国大陸では、大卒（学士）の肩書は日本人が考える以上に重要視されているようです。

「中国事業を展開する上では不可欠な社員なのに、駐在のための就労許可条件を満たせない…」となると、人事計画も再考しなければなりません。条件を満たす人材の中途採用や日本人の現地採用等も視野に入れ、柔軟に対応していくことが求められます。